

紀要

■『紀要』刊行30周年記念号

- 縄文時代初頭の移動とルートについて…………… 重田 勉 (1)
- 近江地域のカマド形土器
—渡来系集団の動向把握にむけて— …………… 辻川 哲朗 (6)
- 出土文字資料に近江古代史を求めて
—付表「滋賀県下の発掘調査で検出した地震跡」— …………… 濱 修 (18)
- 正倉院文書に見える三雲寺の所在地について…………… 小松 葉子 (26)
- 奈良時代の地域開発と神社本殿
—蒲生野・金貝遺跡の調査成果から— …………… 中村 智孝 (39)
- 近江における瓦器の基礎的研究…………… 堀 真人 (50)
- 安土城の空間特性 —安土城は神社だ— …………… 大沼 芳幸 (67)
- 高島郡における山城の築城画期 …………… 小林 裕季 (75)
- 将棋史研究ノート8 —歩兵の存在感— …………… 三宅 弘 (84)
- 研究ノート 近代化の痕跡
—彦根市松原内湖遺跡の鉄道遺構・遺物— …………… 小島 孝修 (89)
- 琵琶湖地域における人と森の相互関係史の解明に向けて
—滋賀県の遺跡における古生態学データの集成— ……………
林 竜馬・佐々木 尚子・瀬口 眞司 (97)

30

出土文字資料に近江古代史を求めて

—付表「滋賀県下の発掘調査で検出した地震跡」—

濱 修

はじめに

滋賀県の遺跡の発掘調査や出土遺物の整理調査に従事し30数年が経過した。この場を借りて、想いつくことをいくつか回想してみたい。主に文字資料について論ずるが、当初予定した遺跡出土の地震跡については本論を省略し付表のみを誌面に掲載する。今後の参考資料に利用していただきたい。滋賀県内の出土文字資料は土器では墨書土器・刻書土器、瓦では文字瓦・墨書瓦、木製品では木簡（文書木簡・荷札木簡のほか柿経・卒塔婆など出土墨書木製品のすべてを含む）石製品では一石一字経・石碑、金属器では鏡・経筒など多数ある。すべての内容をこの場で言及する力量はないので、墨書土器と木簡のほかこれまでに気付いた文字資料の幾つかを書き記す。

1. 墨書・刻書土器

これまでに墨書土器の集成を少しずつしてきたが、一覧表は別の機会に掲載することとして、本論では滋賀県内の墨書・刻書土器の概論を紹介したい。

滋賀県内の墨書・刻書土器は総数3,213点、遺跡数は245遺跡を数える（図1）。滋賀県における墨書土器・刻書土器の出土の特徴は7世紀前半から出現し（例外として古墳時代初頭の大成亥・鴨田遺跡線刻土器「ト」がある）8世紀をピークとして10世紀代には衰退する。ここまでは全国の傾向と一致するが、近江の特徴として12世紀から13世紀にも黒色土器などに墨書が見られる。第2は近江では畿内周辺地域と同じく1文字の記載が出土例の6割以上を占める。第3には記載される器種・器形・部位であるが須恵器が約6割で、器形は坏・碗が7割を占める。記載される部位は8割が底部外面である。第4には出土する遺跡は官衙や寺院関連遺跡が6割以上を占め、出土遺構は溝からの出土が半数以上を占める。平城京など都城でも溝からの出土がほとんどで、墨書土器の使用目的とも関連している。東日本では文字数の多い墨書や祭祀を目的とした墨書が多いため、集落内から出土する例が多い。第5には地域的特徴であるが、表1では旧野洲郡の守山市、野洲市（野洲町・中主町）が出土数566点とダントツに多い。

地域別の特徴を旧郡別に概論したい。滋賀郡では寺院遺跡である浮御堂遺跡の出土量が圧倒する。関津遺跡では「岡」の異体字が記された県内最古級の7世紀前半の土師器坏が出土している。そのほか遺構の性格のわかる文字として近江国庁の「厨」、野畑遺跡の「国分僧寺」、表採品では有るが南滋賀遺跡「錦寺」の刻書土器などがある。栗太郡では草津市大將軍遺跡の「高野郷長」「郷長」、御倉遺

跡「郡家・有」など地方官衙の関連が想定される。栗東市総遺跡の黒色土器に記された平仮名の「あゆ」は中世の識字層の広がりを示す。野洲郡では旧中主町の西河原遺跡群は94点の木簡も出土するなど安評家の可能性も指摘される。墨書土器も「神主」「神之家」など特徴がある。服部遺跡では「鳥益」の人名や「鳥」とその変形文字がみられる。赤野井遺跡では「赤身」など古代の地名を示す刻書土器がある。野洲市北桜西遺跡で「廣寛」「春米運」など興味深い墨書土器が出土している。桜生古墳群からは県内最古の7世紀初頭の刻書土器「此者酒人首□□」が出土している。甲賀郡では宮町遺跡から紫香楽官関連の墨書土器が注目される。蒲生郡では御館前遺跡の「西殿」は郡衙関連遺物の可能性もある。竜王町のブタイ遺跡では墨書土器とともに木簡も出土している。野瀬遺跡では宮井廃寺関連の「東一坊」「西一坊」など注目される。神埼郡は斗西遺跡で「厨田」「大家」など150点以上出土しており、官衙的性格の遺跡である。愛知郡では長野遺跡の「上殿」畑田廃寺の「僧寺」などがある。犬上郡では六反田遺跡の「郷長」「大家」「守君」など内湖の港湾施設の関連から興味深い。普光寺廃寺遺跡では中世の墨書土器に「月丸」などが記され、在地の首長を想起させる。坂田郡では大成亥遺跡で「長」がまとまって出土している。東浅井郡・伊香郡では塩津港遺跡で九字や☆、呪符の墨書土器が平安時代末期の神社遺構から出土している。高島郡では高島郡衙推定遺跡の鴨遺跡では人名の「廣津弥」や官職名の「主政」「次官」などがある。小荒路十寺遺跡は古代の関所と推定され「大家」「常大家」などの墨書がある。上御殿遺跡では「守君船人」と甕の外面に7列列記する祭祀土器が注目されている。これらから墨書土器の記載された内容には①銘々器を示す、②場所を示す、③神仏への祭祀をしめすものなどがなどである。

2. 木簡

県内出土木簡は86遺跡から10,564点出土している。古代の木簡は8,000点弱でそのうち宮町遺跡から削屑を中心に7,000点余り出土しているようだ。なお、柿経はまとまって出土するため、地域的統一性に偏りが生じる場合がある。木簡の全国出土一覧は木簡学会が集成をしている（木簡学会2004・2014）。また、奈良文化財研究所の「木簡データベース」でこれらが検索できる。滋賀県内の古代木簡も集成されている（安土博2008）。

滋賀県出土の木簡は7世紀代から出土し、全国的にも希少である。7世紀の木簡は13点見つかっており、北大津遺

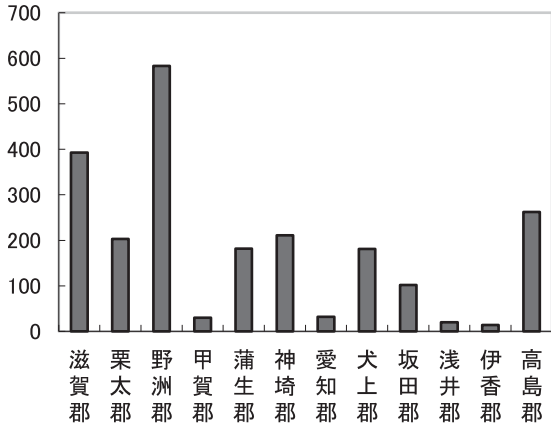


図1 墨書土器地域別出土数



写真1 雲迎寺鉄火碑



図2 超明寺石碑拓本

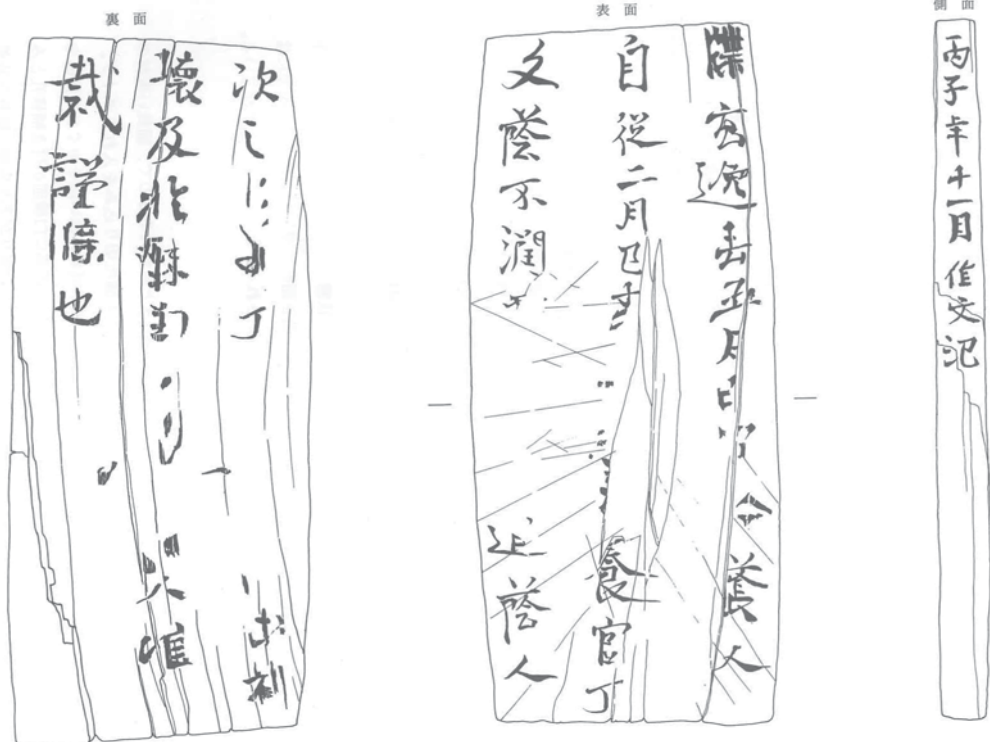


図3 湯ノ部遺跡出土木簡

跡の音義木簡、湯ノ部遺跡の丙子年（676）木簡、西河原森ノ内遺跡2号木簡など10点、十里遺跡の乙酉年（685）木簡、南滋賀遺跡の荷札木簡などがあげられる。とりわけ西河原遺跡群は7世紀後半から8世紀前半のまとまった木簡資料が100点近く出土し、そのうち95点が国指定文化財となっている。古い時期の木簡は7世紀代中ごろと推定されている大津市管池遺跡の2点の習書木簡があるが、供伴遺物が8世紀前半まででありその評価は定まっていない。まとまった資料に宮町遺跡出土の木簡群がある。紫香楽宮は聖武天皇の天平14年（742）から17年（745）まで造営がなされ、その間に各国の貢進物の荷札木簡や文書木簡、歌木簡なども出土している。その多くは削屑でその詳しい報告が待たれる。

旧郡別におもな出土例を挙げる。滋賀郡では北大津木簡は7世紀代の音義木簡として国語学的に評価されている。関津遺跡では平安時代の水田管理に関する木簡のほか道教に由来する道師像を描いた珍しい木札がある。大津城跡からは江戸時代末期の荷札が多数出土している。栗太郡では草津市大將軍遺跡から8世紀代の仮名文字の木簡や、習書木簡が出土している。栗東市手原遺跡は8世紀の木簡が削屑を含め200点以上出土して、遺構とあわせ官衙関連遺跡と思われる。野洲郡では西河原遺跡群のまとまった木簡は前述のとおりである。守山市から8世紀代の木簡が服部遺跡や川田河原田遺跡で出土し、11世紀代では「九九八一」を記す物忌札が大宮遺跡で見つかっている。甲賀郡では宮町遺跡に近接する新宮神社遺跡からも同時代の荷札木簡が出土している。蒲生郡では勸学院遺跡の論語習書木簡が著名である。安土城の搦手口からは荷札木簡が見つかっている。神埼郡では能登川石田遺跡の文書木簡は地元の地名を記す。愛知郡では畑田廃寺の習書木簡は「秦」を記す。犬上郡の六反田遺跡では内湖の港湾施設から平安時代の荷札木簡などが出土している。松原内湖遺跡出土の元徳3年（1331）の「巻数板」は今日に伝わる勸請吊の起源となる。坂田郡は古代から近世まで出土量が比較的まとまっている。中世では鴨田遺跡の三十三所巡礼札は享徳元年（1452）の銘がある。東浅井郡では小谷城伝知善院跡から出土した笹塔婆は元龜3年（1572）の年号があり、元龜元年の姉川合戦の法要に用いたといわれている。伊香郡は塩津港遺跡の神社跡から300点近い起請文札が全国で初めて出土しており、港跡からは「皇后宮」などの荷札木簡が出土している。高島郡では鴨遺跡の稲の収穫の記録木簡が著名であり、上御殿遺跡では檜扇木簡も出土している。

3. 超明寺「養老元年」碑

本来ならば国指定文化財に認定されてもおかしくない石碑が大津市月輪に存在する。近年、再評価されているその石碑は大津市月輪2丁目の浄土宗本願寺派養老山超明寺に伝来する（図2）。筆者は遅ればせながらも2012年9月に地

元の歴史同好会企画の史跡見学会に同行しこの石碑を実見する機会を得たので、ここに記録を残す。

石碑は縦約41cm、幅約18cm、厚さ約14cmで黒色の粘板岩系の硬質の石材である。表面は平滑に磨かれているが、裏面は剥離面を残す。断面の形状は三角錐で、頭部は圭頭形を呈する。表面に14文字が2行で刻まれ、その文字を圍繞する画線がある。表面は墨痕が鮮やかで、過去に度重なる拓本を採取の痕跡が痛々しい。石碑を保管する木箱の蓋には「養老石」と記され、蓋の裏にこの石碑にまつわる箱書きが記されている。

先年當処開発節、清水氏與兵衛先祖、御池土中得之、
今寄附當寺、依名養老山超明寺
此石寄進人清水與兵衛
超明寺汁物也
天保壬辰歳正月 記之
釈恵了

内容は「以前に新田開発中に清水與兵衛の先祖が池の掘削中に土中から石碑が出土し超明寺に寄進した。寺名もそれに因んで養老山超明寺と称した。天保3年（1832）正月に釈恵了記す」とある。江戸時代の文献にもこの石碑の由来について幾つかの史料があるようだ。大正5年刊行の『近江栗太郡志』2巻に「養老石の発掘」として、拓本とともに、延宝4年（1676）大萱新田開発に伴う貯水溜池を開鑿中に発見されたと記されている。また『新修大津市史3』には大萱村山内新田開発が延宝元年（1673）から延宝4年まで35町余が開発された記録が記され、その新田開発の6名の発起人の1人に清水平兵衛の名がある。これらにより、延宝4年に新田開発に伴う溜池掘削中に「養老石」が出土し、清水平兵衛が保管していた石碑を、天保3年に超明寺に寄進し、現在に伝わって来たことが判る。

瀬田月輪町周辺は瀬田丘陵が琵琶湖に向かって緩やかに傾斜する斜面地で、小さな谷筋が開削されているが恒常的な水源の確保は困難で、近世の水田開発には溜池が不可欠な地域である。現在、周辺は急速な宅地開発で変貌しているが、瀬田丘陵の傾斜地に今もいくつかの溜池が点在する。超明寺石碑は江戸時代の水田開墾やため池の掘削中に出土したもので、超明寺から南東約1kmの月輪大池とされる。この石碑の存在は江戸時代から知られていたが、その真贋については議論が交わされてきた。碑文の内容は次のとおりである。

養老元年十月十日石柱
立 超明僧

大意は「養老元年（717）10月10日に石柱を立てた、超明僧記す」である。この碑が出土以来評価させず偽物とされてきた背景はこの紀年銘にある。養老元年は11月17日に改元され、10月10日は靈龜3年にあたることから、養老元年10月10日は存在しない。本来「靈龜三年十月十日」と記されるべき碑文で、石碑を刻んだ人物は養老に改元後、改

元の正確な月日を知らないまま、碑文を刻んだものであろう。そのためこの碑文は江戸時代以来、近年までの古物の研究者からは偽造品と認識されてきた。東野治之氏はこの石碑の形態・銘文・書風を検討し、大きさ・圭頭状の形態・碑文を囲む枠線・「石柱」「超明僧」の語句・書体などから、「霊亀三年十月十日」とあるべき古代の石碑で、近世の贋作ではないとしている（東野1999）。また、石碑の使用方法として奈良時代の額田寺伽藍並条里図に寺域の境界に立てたと思われる「石柱」が描かれているが、その石柱の形状と類似する超明寺碑も同じく寺域や荘園の境界を示す石柱を推定している。東野氏やその後の国立歴史民俗博物館のチームなどの緻密な調査研究により「超明寺碑」の再評価は疑いないところであろう。日本の古碑は25石あり、うち現存する碑は16石とされる。古くは「宇治橋断碑」大化2年（646年以降）、「山ノ上碑」辛巳年（681）、「那須国造碑」庚子年（700）、「多胡碑」和銅4年（711）、元明天皇陵碑養老5年（721）、「阿波国造碑」養老7年（723）である。超明寺碑が贋作でないとなれば全国で5番目に古い紀年銘を持つ石碑になる。また、石碑が出土した地点は月輪大池とされる。石碑が寺域や荘園の境界を示す石柱とすると、月輪大池の開削以前の奈良時代に周辺に何らかの施設や領地が存在したと思われるが、今日の考古資料からは判然としない。超明寺碑は再評価し、指定文化財として長き保存されるべき文化遺産である。

4. 雲迎寺鉄火記念碑

長浜市西浅井町塩津の塩津港遺跡から木札に記された起請文札（木簡）が多数出土し、現在その整理調査が進行中である。塩津起請文札は起請文成立期の古い時期の紀年銘を記し最古の起請文札として、研究史の上で重要な史料である。塩津起請文の誓約文の主な内容は琵琶湖の水運に関係する運送業に関わる内容が多い。今回、塩津起請札との関連から中世の起請文が果たした裁判に関して、江戸時代初期に行われた鉄火起請の紹介をしたい。なお、塩津起請札を裁判史料とする考えが一部にはあるが、この場では言及しない。

中世の裁判には起請文が犯罪の有無を立証する手段に使われた（佐藤1971）。主要な形態は「参籠起請」「湯起請」「神水」「落書起請」などである。参籠起請は罪の裁定をするのに、起請文に誓約したあと一定期間神社に参籠しその間に、その間に誓約を破ったと見なされる現象「失」が生じなければ誓約に虚偽がないと判定された。主な参籠場所は京では北野天神社、鎌倉では鶴岡八幡宮とされた。起請文失条々定（『鎌倉遺文』四七八四）として、9カ条が残されている。主な内容は参籠中に本人が鼻血を出したり、病気にかかったり、鳥に糞を落とされたり、衣服をネズミにかまれたりなどである。

一、鼻血出事

- 一、書起請文後病事（但除本病者）
- 一、鵝鳥尿懸事
- 一、為鼠被喰衣裳事
- 一、自身中令下血事（但除用揚枝時、并月水女及痔病者）
- 一、重軽服事
- 一、父子罪科出来事
- 一、飲食時咽事（以被打背程、可定失者）
- 一、乗用馬斃事

これらは、中世社会においてはいずれも神判の表現と考えられ、罪を判断する客観的材料となっていた。現代人には服が破れたり、飲み物を詰まらせたり意味不明な判断材料ではあるが、今日でも通勤途中の駅の構内で鳩の糞が衣服に落ちたことがあると、縁起の悪い一日となる嫌な予感がするものである。こうした心理は中世の人々の心理状況と共通するものであろう。「落書起請」は犯人不明の犯罪が生じた場合や犯罪の有無の表明で、無記名投票で容疑者の名前を投票し、書き記された人物が犯人となる。「神水」は起請文を書いた紙を焼き、その灰を混ぜた水を神前で飲み体調の変化によって失の有無を決定する。中世の百姓一揆では「一味神水」として惣百姓が荘園領主や荘官の過重な年貢負担などに、抵抗するため起請文に誓約し、その起請文を焼いた灰を神社の井戸からくみ上げた神水に入れ、回し飲みして「一味同心」の結束を誓うものである。「湯起請」は起請文を書き、熱湯の中の石を取り出させ、その火傷の具合で判定する。古代に行われた「盟神探湯」と同じ神判で、神に潔白などを誓わせた後、釜で沸かした熱湯の中に手を入れさせ、正しい者は火傷が少なく、罪のある者は大火傷を負うとされる神判の方法である。荘園村落の境争論にしばし用いられている。また「鉄火起請」は起請文を書いて自分が真実であることを誓約し、真つ赤に焼いた鉄を握り、火傷の具合で判定する。

こうした中世の民衆の中で行われた裁判の系譜を引く裁判の記念碑が蒲生郡日野町音羽の雲迎寺に残されている（写真1）。雲迎寺はさつき寺として知られており、境内はさつきで埋もれている。境内の小高い丘には貞和5年（1349）の年号を記す宝篋印塔もあり、音羽城の山城の麓でもあるこの寺は中世の雰囲気がよく残されている。鉄火記念碑は山門を入ったすぐ右手の土塁状の丘の上で、参道に向き、さつきの植え込みに埋もれている。石碑は高さ約1.5mで三角形のどっしりとした石碑である。銘文の表裏は次のとおりである。

（表） 喜助翁
鉄火記念

（裏） 元和己未五年旧曆九月十八日
山論決済ノ為綿向神前
ニ於テ鐵火ヲ掌握ス

内容は「喜助翁」の「鉄火記念」碑で、元和五年（1619）

旧暦九月十八日に立会山の境争論の採決を馬見岡綿向神社の神前で鉄火裁判で勝利した、という内容である。この記念碑の建立時期は不明であるが、鉄火裁判の記録は江戸時代後期に記された「鉄火裁許の訳書」に詳しい内容が記録されている（日野町2001）。それによると、日野山と呼ばれた旧蒲生町にまたがる里山は周辺の集落が入会権を確保していたが、戦国大名であった蒲生氏郷の転封以降は領主の交代により不安定な状況であったが、江戸時代初期に「東郷九ヵ村」に確定した。しかし、旧来の権利を主張する「西郷九ヵ村」と入会権の争論がおり、鉄火裁判で決着を付ける事となり、東郷九ヵ村の代表の音羽村庄屋喜助と相手方の寄留浪人角兵衛との争いとなった。鉄火裁判は争う双方が神前で熱した鉄（斧）を掌に受け、無事取ったものが勝者となる残酷な裁判である。顛末記に依れば西郷代表の浪人角兵衛は自分の取る鉄に火傷をしない細工をしたておいたが、直前に立会の検使がお互い相手方の鉄を握るよう指示したため、浪人角兵衛が敗北し、庄屋喜助の勝利となったとある。中世以降に山林原野の入会権を巡る境争論はいくつか記録が残されているが、過酷な鉄火裁判の勝利が後生まで言い伝えられ記録に残されたものであろう。古代末期の起請文祭祀は形を変え近世まで残されたものである。

5. 湯ノ部木簡の評価

(1) 木簡の概要

野洲市（旧中主町）湯ノ部遺跡から出土した木簡は「牒」で始まり「牒」で終わる「牒木簡」である（図3）。木簡は1991年10月22日の発掘調査で出土し、筆者はその発掘調査の担当であった。木簡の内容からは今後の古代史研究の貴重な史料となると木簡であることが指摘されていた。湯ノ部木簡の研究結果と課題についてまとめてみた。

木簡が出土した湯ノ部遺跡の主要な遺構は7世紀後半から8世紀初めの小規模な鍛冶工房で、鞆の羽口や磨滓が出土している。木簡は鍛冶工房の南を区切る南北方向の溝から須恵器や土師器などの土器と齊串などの木製品とともに出土した。木簡の内容は出土遺構だけで考察することは不十分であったが、その後の研究成果で周辺の遺跡を含めた西河原遺跡群の遺構全体でとらえ直すことで、より重要な木簡である認識を深めた。とりわけ、西河原遺跡群や滋賀県内の出土木簡を集成した安土城考古博物館の2008年に開催した企画展とシンポジウムや事前の木簡検討会などでさらにその重要性が確認された（安土博2008）。その後も、藤原京や前期難波宮跡など7世紀代の木簡が出土したことで、湯ノ部木簡を再評価する史料も増えてきた。

木簡は大きさ274×120×20mmと長方形で分厚い形状をなし、通常よくある薄く短冊形をした木簡とは大きく異なっている。とくに、2cmもの厚さはこの木簡の最大の特徴を示している。木簡の記載文字は以下の内容である。

（背）「丙子年十一月作文汜」

（表）「牒玄逸去五月中□□蔭人

自從二月已来 [] 養官丁

久蔭不潤□ [] □□蔭人

（裏）「次之□□丁 [] □□

壞及於□□ [] 人□□

裁謹牒也」

大意は次のようになる。丙子年（676）11月に作った文章の規範である。牒（申します）、玄逸は去る5月中頃に蔭人の資格を得ているが、2月以来「丁（よごろ）」として仕えたままで11月の現在も未だに「蔭人」としての恩恵に浴していない。少しでも早く「蔭人」の資格で官人として出仕させてほしい。謹んで申し上げます。

(2) 木簡の4つのポイント

この木簡はいくつかの重要な内容を書き記していた。第1は背文字の意味である。背文字の「作文汜」は文章の規範例を意味している。「汜」は「範」と同意で、役人が書く文章の模範、この場合は「牒」の文章の模範となる木簡であることを意味する。背文字の意図はいわゆるインデックスとして書き記した。第2には「丙子年」である。該当する干支年は616年（推古24）、676年（天武5）、736年（天平8）、796年（延暦15）であるが、供伴する出土遺物や木簡状態から676年が妥当であろうと考えた。干支年記載の木簡は例外を除いて大宝元年（701）までで、それ以降は年号を用いている。木簡が出土した1991年の時点では干支年記載の最も古い文書木簡であった。干支年記載の木簡はこれまでに109点出土しており（渡辺2008）、丙子年（676）記載の年紀木簡は10番目に古い木簡である。供伴して出土した須恵器は木簡の記載よりやや新しい7世紀末頃であるが、規範木簡の性格上保管管理されたいものである。さらに、木簡の表面には細かい筋が見られることから、まな板に再利用された可能性がある。しかし、木簡そのものは書体や記載内容から7世紀中葉に記載されたものに疑義はない。第3には「牒」の文字である。8世紀であるが「牒云々」「謹牒」の書式は養公式令に定められ、内外の官人主典以上が諸司に上申する文書に用いる場合と、僧綱・三綱が諸司との相互文書に用いられた。湯ノ部牒木簡は前者の地方官人が諸司に上申した文書である。上申した人物は玄逸であり玄逸はどこへ上申したのであろうか。湯ノ部木簡と同時期の西河原森ノ内11号木簡は前白木簡で、表に次の内容が記載されている。

十一月廿二日自京大夫御前謹白奴吾 [] 賜□

「京からの大夫御前で謹んで申し上げます」となり、「京大夫」は中央から派遣された国司の可能性が指摘されている。同様に、湯ノ部牒木簡も国司にあてに上申したと思われる。

「牒」の文字に関しては始まりと終わりの文字の書体が

異なっている。始めは「牒」であるが終りの「牒」は旁の「世」が「一にム」である（山尾1995）。牒の異体字は中国に由来する古い書体で、唐の皇帝の李世民が自分の名前の「世」が「牒」の文字に使われるのはけしからんとこのことで異体字の「一にム」を使わせ、その異体字が日本にも伝わっていたようだ（市2008）。（なお太祖李世民の在位は626～649年である）「牒」の書式が中国（唐）から日本に伝わる以前に、韓国の慶州で「牒」が使用された木簡が出土している。新羅の王宮の月城塚字で6世紀後半から7世紀代の木簡が出土して、4面体に1行ずつ記載されている。その1行に「牒垂賜教在之 後事者命盡」とあり、「牒を垂れ賜えと教在り。後事は命を盡して」と訳されている。「牒」の書式は唐の律令体制下で用いられ、6世紀後半には新羅で使用され、7世紀後半には日本の大津宮に近い西河原遺跡群で規範例として周知されていたことになる。第4に木簡の文章の内容でもっとも重要な「蔭」の文字である。「蔭」「蔭人」は律令制下の蔭位制度を想起させる。大宝令に蔭位制度は三位以上の子・孫や四・五位の子が21歳に達すると所定の位階を授かって出身できる特典である。蔭位制は唐の律令制を模したものとされる。ここでは玄逸が五位以上の官人貴族の子であることだ。蔭位制度が成文化されるのは大宝令からで、湯ノ部牒木簡が記された天武5年に蔭位制は存在しない。しかし、『日本書紀』の天武5年4月辛亥条には「又、外国（畿内以外）の人、進仕せんと欲する者は、臣・連・伴造の子、および国造の子は聴せ。唯、以下の庶人と雖も、その才能長じたるも亦聴せ」の詔がある。これは地方豪族の出仕の仕方を定めた詔である。湯ノ部木簡の調査検討にあたった山尾幸久氏はこの詔が地方で具体化された内容が、木簡記載の「蔭」「蔭人」そのものであること断定され、湯ノ部木簡の重要性を評価された（山尾1995）。玄逸はこの詔の内容から近江国安評の評督か助督の子で、天武5年4月の詔がこのときすでに近江安評の地に伝えられていた。この詔により玄逸は天武5年5月には中央出仕の資格がある「蔭人」として、この2月以来待機しているが11月になってもいまだにその連絡がないということだ。

(3) これまでの評価

湯ノ部木簡の評価はこれまでにいくつか取り上げられてきている。湯ノ部木簡はまず規範木簡として評価された。側面に「作文汜」とあり、類似する事例が伊場遺跡の乙酉年木簡とする報告例があるが（原1995）、側面に記載はなく、文章の内容も厳密には規範木簡とは異なるのではないか。「牒」木簡としての評価は高い。天武朝期に本文が「牒」で始まり「謹牒也」で書き止める書式は公式令牒式の書式に近く、個人の上申文書として使われている。7世紀後葉における文書様式や木簡の形状・使用法を考える上で極めて重要であるとしている（吉川2003）。先にも述

べたが、市氏は「牒」の文字が始めと終わりとは異なる使用例が唐の影響を受けている点を指摘している。湯ノ部木簡を実見した東野治之氏は古い書体であると述べている。

(4) 「近江令」と湯ノ部木簡

湯ノ部木簡に残された課題は、「蔭」「蔭人」から「蔭位制」の成立、さらに天武5年（676）4月辛亥条の「地方豪族の出仕の仕方」、さらには「近江令」の制定（「天智10年」671か）の可否についてである（山尾1995）。

近年7世紀代の紀年銘木簡がいくつか出土し、1950年代から続いた郡評論争も藤原京から出土した「己亥年（699）十月上掾（かずさ）国阿波評松里」と記す木簡で大宝令以前は国一評一里であることが明確となった。郡評論争は本来『日本書紀』の信憑性の問題を含んでいた。60年代後半から70年代にかけては大化改新否定論が提唱され、「乙巳の変」から「改新の詔」を含めた一連の政変を否定し、『日本書紀』の記載に疑問を投げかけた古代史の論争である。改新詔は形式があまりに整い、8世紀の書紀の編纂者による造作とするものである。その後、大化改新否定論は下火になったが、発掘による考古学的資料も否定論の否定には影響をしてきた。2000年秋に石神遺跡から出土した木簡である。「乙丑年十二月三野国ム下評/大山五十戸造ム下部知ツ□人田部児安」乙丑年「天智4年」（665）12月に美濃国武芸郡大山郷の里長のム下部知ツの里人である田部児安が作業に従事したという内容である。この木簡が目されたのは、すでに天智4年に地方行政組織である国一評一五十戸の制度が確立し美濃国において施行されていたことである。さらに、前期難波宮跡の遺構群が大阪市中央区法円坂で発見されて、その後も「戊申年（648）」の紀年銘木簡や万葉仮名の「はるくさ」木簡なども出土し、『日本書紀』大化元年（645）12月の「天皇、都を難波長柄豊碕に遷す」の記載が遺構からも木簡からも実証されてきた。これらの考古学成果から『日本書紀』の史料価値を新たに補完することとなっている。これらの考古資料の発見や『日本書紀』を始めとする文献資料の検討から大化改新否定論は見直しが進められ、孝徳朝の再評価も進められている。律令官僚制の再検討の中で近江令の施行を認めている研究者もいる（吉川2004）。湯ノ部木簡は丙子年（天武5年＝676）の紀年銘を持ち、大津宮とも琵琶湖を挟んで近接する。湯ノ部木簡の評価の中で第4のポイントとしてあげた『日本書紀』の天武5年4月の詔が大宝令に制度化された「蔭位制」を想起させる内容であることは、天武5年（676）にすでに国家的法整備がなされていたと推測される。その起源となった法令の天智10年（671）に作られたと推測する「近江令」の施行も視野に入れることができよう。

近年、発掘調査の減少や発掘深度の規制などもあり、古代木簡の出土事例が減少しているが、木簡史料は文献史料中心であった古代史の常識を大きく変えてきた。今後新た

な発見に期待しながら、湯ノ部木簡の再評価をだけでなく、近江出土の文字史料を総合的に再検討することを期待したい。

文献一覧（著者名・刊行機関名50音順，刊行年順）

- 市大樹(2008)「西河原木簡群の再検討」『古代地方木簡の世紀』、サンライズ出版
- 市大樹(2008)「慶州月城塚字出土の四面墨書土器」『日韓文化財論集Ⅰ』、奈良文化財研究所
- 市大樹(2014)「大化改新の改革と実像」『岩波講座日本歴史』第2巻、岩波書店
- 佐藤進一(1971)『古文書学入門』、法政大学出版局
- 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会(1995)『湯ノ部遺跡Ⅰ』
- 滋賀県立安土城考古博物館(2008)『古代地方木簡の世紀—文字資料から見た古代の近江—』、第36回企画展図録
- 財団法人滋賀県文化財保護協会(2008)『古代地方木簡の世紀—文字資料から見た古代の近江—』、サンライズ出版
- 東野治之(1997)「滋賀県超明寺の「養老元年」碑」『古代の碑—石に刻まれたメッセージ—』、国立歴史民俗博物館
- 東野治之(1999)「古碑の真贋」『よみがえる古代の碑』、財団法人歴史民俗博物館振興会
- 濱修(1996)「古代遺跡と出土文字資料」紀要9』、財団法人滋賀県文化財保護協会
- 濱修(2011)「西河原遺跡群と貸稲木簡」『淡海文化財論叢第三輯』、淡海文化財論叢刊行会
- 濱修(2011)「塩津起請文札と勸請された神仏」『紀要24』、財団法人滋賀県文化財保護協会
- 濱修(2014)「皇后宮木簡と起請文の祭祀」『紀要27』、公益財団法人滋賀県文化財保護協会
- 原秀三郎(1995)「木簡と墨書土器」『岩波講座日本通史』第5巻、岩波書店
- 日野町史編さん委員会(2001・2003)『近江日野の歴史』第3・8巻、滋賀県日野町
- 木簡学会(2004)『全国木簡出土遺跡・報告書総覧』
- 木簡学会(2014)『全国木簡出土遺跡・報告書総覧Ⅱ』
- 山尾幸久(1995)「676年の牒の木簡」『湯ノ部遺跡発掘調査報告書Ⅰ』、滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会
- 吉川真司(2003)「文書木簡」『日本古代木簡集成』、東京大学出版会
- 吉川真司(2004)「律令体制の形成」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第1巻、東京大学出版
- 渡辺晃(2008)「7世紀の木簡と西河原遺跡群出土木簡」『古代地方木簡の世紀』、サンライズ出版

挿図・写真典拠

図1 濱作成

図2 東野(1999)より引用。

図3 県・協会(1995)より

写真1 濱撮影

(はま おさむ：滋賀県埋蔵文化財センター 副主幹)

付表 滋賀県下の発掘調査で検出した地震跡（地域別）

遺跡	遺構	遺跡名	所在地	担当	調査年	立地	種類	時期	推定規模	出展	備考
1	1	壺谷遺跡	大津市石山寺	県・協会	1984	川底	噴砂	平安時代末以降	M7.4 ～7.6	県・協会『瀬田川浸淫工事他関連埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ壺谷遺跡・石山遺跡』1992	
2	2	穴太遺跡	大津市穴太	県・協会	1989-90	扇状地	地割れ・噴砂	平安時代以降	M7.4 ～7.6	県・協会『一般国道161号(西大津バイパス)建設に伴う穴太遺跡発掘調査報告書Ⅰ・Ⅳ』1994・2001	
3	3	苗鹿遺跡	大津市苗鹿	大津市教委	1996	台地	地割れ	古墳時代中期以降	M7.4 ～7.6	寒川旭『地震考古学』1992	
4	4	榎遺跡	草津市御倉	県・協会	1989	三角州	噴砂	古墳時代以降		県・協会『草津川改修事業ならびに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書Ⅳ榎遺跡』2000	
5	5	津田江湖底遺跡	草津市下物町地先	県・協会	1987	湖底	噴砂	縄文時代中～晩期	M7.5 前後	県・協会『琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅸ烏丸崎遺跡・津田江湖底遺跡』2008	
6	6	烏丸崎遺跡	草津市下物町地先	県・協会	1987-88	湖岸	噴砂	弥生時代中期前・中葉	M7.5 前後	県・協会『琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅸ烏丸崎遺跡・津田江湖底遺跡』2008	
	7	烏丸崎遺跡	草津市下物町地先	県・協会	1991	湖岸	断層・側方移動	13～14世紀以降	M7.6 前後	県・協会『琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅸ烏丸崎遺跡・津田江湖底遺跡』2008	
7	8	下鈎遺跡	栗東市下鈎	県・協会	1999	扇状地	噴砂	古墳時代後期以降 12世紀まで		県・協会『中ノ井川放水路事業に伴う発掘調査報告書Ⅰ下鈎遺跡』2000	
8	9	野尻遺跡	栗東市継	栗東市教委	1989	扇状地	噴砂			『栗東町埋蔵文化財発掘調査1990年度年報 1990』栗東町教育委員会（財）栗東町文化体育振興事業団	
	10	野尻遺跡	栗東市野尻	栗東市教委	1991-1992	扇状地	断層	鎌倉～江戸中期	M7.6 前後	『栗東町埋蔵文化財発掘調査1991年度年報 1992』栗東町教育委員会（財）栗東町文化体育振興事業団	
	11	野尻遺跡	栗東市継	栗東市教委	1993	扇状地	噴砂	鎌倉～江戸中期		『栗東町埋蔵文化財発掘調査1992年度年報 1993』栗東町教育委員会（財）栗東町文化体育振興事業団	
9	12	高野遺跡	栗東市高野	栗東市教委	1995	扇状地	噴砂	縄文時代前期以降		『栗東町埋蔵文化財発掘調査1994年度年報1995』栗東町教育委員会・（財）栗東町文化体育振興会	
10	13	野尻遺跡	栗東市野尻町	栗東市教委	1997	扇状地	噴砂	縄文時代前期～古墳時代		『栗東町埋蔵文化財発掘調査1996年度年報 1997』栗東市教育委員会・（財）栗東町文化体育振興会	
11	14	吉身西遺跡	守山市守山町	県・協会	1997	台地	噴砂（円形と割れ）	不明		県・協会『県立病院施設に伴う発掘調査報告書Ⅰ吉身西遺跡』2000	
	15	吉身西遺跡	守山市守山町	県・協会	2013	台地	噴砂	古墳時代後期以降		県・協会『滋賀県成人病センター第二期改築工事に伴う発掘調査報告書 吉身西遺跡』2016	
12	16	下之郷遺跡	守山市吉身	守山市教委	2007	台地	浮上り	弥生時代中期後葉（Ⅳ1）		報告書未刊行	
13	17	金森西遺跡	守山市金森	県・協会	2013	台地	噴砂	縄文後期以降古墳時代以前		県・協会『草津守山線補助道路西部事業（金森工区）に伴う発掘調査報告書金森西遺跡』2016	
14	18	八夫遺跡	野洲市八夫	中主町教委	1998	低地	噴砂・噴礫	弥生時代中期前葉	M7.5 前後	『中主町文化財調査報告書第59集八夫遺跡第9次発掘調査報告書』2000中主町教育委員会	
15	19	湯ノ部遺跡	野洲市西河原	県・協会	1991	低地	噴砂	弥生時代中期	M7.5 前後	県・協会『湯ノ部遺跡発掘調査報告書Ⅰ』1995	
16	20	堤遺跡	野洲市堤	野洲市教委	1992	旧堤防	噴砂	戦国～江戸初期	M7.6 前後	『中主町文化財調査報告書第43集 堤遺跡第1次発掘調査報告書』1994 中主町教育委員会	上下2層あり
17	21	加茂遺跡	近江八幡市加茂町	県・協会	1990	低地	地割れ・噴砂	14世紀中頃以降	M7.6 前後	県・協会『加茂遺跡・一ノ坪遺跡』1994	
18	22	一ノ坪遺跡	近江八幡市田中江	近江八幡市教委	1999	低地	噴砂	中世以降		近江八幡市改造文化財発掘調査報告書36『一ノ坪遺跡3次』2002	
19	23	寺田遺跡	近江八幡市寺田	近江八幡市教委	2015.12	低地	噴砂	中世以降		報告書未刊行	
20	24	大中の湖南遺跡	近江八幡市安土町下豊浦	県・協会	2001	湖岸	浮上り	江戸時代	M7.6 前後	県・協会『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書32-2 声刈遺跡・大中の湖南遺跡』2005	
21	25	殿屋敷遺跡	東近江市永源寺町高木	県・協会	1997	山麓	噴砂・断層	15世紀以降	M5 以上	県・協会『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書26-6殿屋敷遺跡・荘殿路遺跡』1999	
22	26	五斗井遺跡	蒲生郡日野町五斗井	県・協会	1990	山麓	断層・噴砂	平安時代後期以降	M7.4 ～7.6	県・協会『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XVⅢ-5五斗井遺跡・太田氏館遺跡・宮ノ後遺跡』1991	
23	27	長野遺跡	愛荘町長野	県・協会	2006	平地	噴砂	古墳時代後期以降		県・協会『県道愛知川彦根線単独道路改築事業に伴う発掘調査報告書長野遺跡Ⅲ』2008	
24	28	金田遺跡	彦根市金田町宮前	県・協会	2003	平地	噴砂	13世紀以降		県・協会『一般能動整備事業関係遺跡発掘調査報告書金田遺跡』2004	
25	29	八坂東遺跡	彦根市八坂町	県・協会	2002・3	湖岸	噴砂・井戸ずれ	室町時代以降		県・協会『八坂東遺跡』2006	
26	30	長浜町遺跡	長浜市元浜町	長浜市教委	1996	低地	焼土層	1586(天正13)年・1662(寛文2)年	M7.8 前後	『長浜市埋蔵文化財調査資料第42集 長浜町遺跡第1次・第2次・第18次発掘調査報告書』2002 長浜市教育委員会	
27	31	正言寺遺跡	長浜市南田附町	長浜市教委	1991	低地	噴砂	弥生時代中期中葉	M7.5 前後	寒川旭『地震考古学』1992 長浜城歴史博物館しきり展示	
28	32	塩津港遺跡	長浜市西浅井町塩津浜	県・協会	2007～9	湖岸	噴砂、建物倒壊	12世紀後半頃	M7.4 前後	報告書未刊行	元暦2年か
29	33	北仰西海遺跡	高島市今津町北仰	高島市教委	1986	湖岸	噴砂	縄文時代晩期前半	M7.5 前後	『今津町文化財調査報告書第7集北仰西海遺跡の調査』今津町教育委員会1987	
30	34	針江浜遺跡	高島市新旭町針江浜	県・協会	1987～89	湖底	噴砂	弥生時代中期前葉	M7.5 前後	県・協会『琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財発掘調査報告書11琵琶湖西部の湖岸・湖底遺跡』2014	

(注) 1. 推定地震規模は寒川氏のご教示による。

2. 県・協会は滋賀県教育委員会・（財）滋賀県文化財保護協会

資料の作成に当たっては寒川旭氏の助言によるものがほとんどである。中主町教委は現在野洲市教委。

【編集後記】

当協会は、〈文化財をとおして地域に力強く貢献していくこと〉を組織の使命に掲げ、その基盤となる調査・研究能力を向上させ、その蓄積を形にしていくための場として『紀要』を位置づけてきました。今回、ここに30個目の結晶をお届けいたします。

本号では、縄文・古墳に関わる諸問題のほか、古代の地域の開発、瓦器の基礎的研究、戦国の城の位置づけ、さらには将棋や鉄道にまつわる歴史、人と森との関係史などが検討され、調査の過程で生まれた多様な課題に取り組む職員・関係者の姿を反映させるものとなりました。

地域と関係機関の協力の下に実施できた調査成果を適正に活かすため、更なる研鑽に励んで参ります。今後も皆様のご批判とご教導をあらためてお願いいたします。 (S. S)

紀要 第30号

刊行年月日：平成29年（2017）3月31日

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会

520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

(tel) 077-548-9780 / (fax) 077-543-1525

(e-mail) mail@shiga-bunkazai.jp

<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：三星商事印刷株式会社